

地方公共団体の議会の議員の選挙区の特例法 (福島県議会議員選挙に係る選挙区特例) について (概要)

第一 特例の対象となる地方公共団体

避難住民に係る事務処理特例法 (東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律) の指定市町村(=双葉郡の8町村及びいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、飯館村)の区域を包括する指定都道府県(=福島県)とする。

第二 人口の特例

1 特例を用いる地域

第一の指定市町村のうち、平成27年の国勢調査の結果による人口が平成22年の国勢調査の結果による人口を著しく下回る市町村の区域を、指定都道府県の条例で定める。

※ 福島県議会議員の選挙区・定数条例において、下記2の特例数値を用いた結果として、双葉郡を定数2の独立の選挙区として定めることを想定

2 特例として用いる数値

選挙区及び各選挙区の定数を定める際、平成27年国勢調査人口に代えて、

$$\begin{array}{l} \text{平成22年} \\ \text{国勢調査人口} \times \frac{\text{平成27年9月30日現在の} \\ \text{住民基本台帳人口} \\ \text{(外国人を含む)}}{\text{平成22年9月30日現在の} \\ \text{住民基本台帳人口} + \text{平成22年} \\ \text{国勢調査外国人人口} \\ \text{[10月1日現在]}} \end{array}$$

を用いることができる。

第三 特例を用いる選挙

- ・ 次回の一般選挙(平成31年)とする。

※ 次回の一般選挙により選出された議員に係る補欠選挙・再選挙についても同様。

※ 次回の一般選挙後、平成33年11月30日までの間に議会が解散された場合等についても特例の対象とする。

(現職の福島県議会議員の任期は、平成31年11月まで。
平成32年国調速報値の発表は、例年ベースだと平成33年2月頃。)